

亜細亜大学留学生別科学則

目 次

第1章 総則

第1条（名称・位置）

第2条（定義）

第3条（理念）

第4条（目的）

第5条（自己点検・評価）

第6条（課程・学生定員）

第2章 学年、学期及び休業日

第7条（修業年限）

第8条（学年）

第9条（学期）

第10条（休業日）

第11条（学年の授業期間、授業時間及び単位時間）

第3章 教育課程

第12条（教育課程）

第4章 試験及び単位の認定、成績評価

第13条（試験及び成績評価）

第14条（成績評価基準の明示等）

第5章 課程修了及び学内推薦

第15条（課程修了の認定要件）

第16条（本学への進学推薦件）

第6章 入学、別科休学、退学・転学及び除籍

第17条（入学の時期）

第18条（入学資格）

第19条（出願手続き）

第20条（入学選考）

第21条（入学手続き）

第22条（入学許可）

第23条（保証人）

第24条（氏名・住所等の変更）

第25条（別科休学）

第26条（退学・転学）

第27条（除籍）

第7章 学費

第28条（学費及び納入時期）

第29条（納入金の返還）

第8章 職員、留学生別科教員会議及び留学生別科運営会議

第30条（学長）

第31条（職員）

第32条（科長）

第33条（主任教員）

第 34 条（事務統括者）

第 35 条（生活指導担当者）

第 36 条（留学生別科教員会議）

第 37 条（留学生別科運営会議）

第 9 章 附属施設、厚生施設、保健施設

第 38 条（附属施設）

第 39 条（厚生施設、保健施設）

第 10 章 賞罰

第 40 条（学長賞、理事長賞）

第 41 条（表彰、顕彰）

第 42 条（懲戒）

第 11 章 委託生

第 43 条（委託生）

第 12 章 雑則

第 44 条（健康診断）

附 則

第 1 章 総則

（名称・位置）

第 1 条 本学留学生別科は、亜細亜大学留学生別科（以下「別科」という。）と称し、東京都武蔵野市境 5 丁目 8 番に、これを設置する。

（定義）

第 2 条 別科は、亜細亜大学学則（以下「大学学則」という。）第 10 条第 1 項に基づく留学生別科（外国人予備教育課程）とし、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 3 項に基づく文部科学大臣の認定を受けた認定日本語教育機関とする。

（理念）

第 3 条 別科は、亜細亜大学（以下「本学」という。）の建学精神「自助協力」に基づき、アジア融合を目指して国際社会で貢献できる有為な人材の育成を目指す。

（目的）

第 4 条 別科は、本学の学部又は研究科を中心に、国内の大学又は大学院に進学を希望する外国人留学生（以下「学生」という。）に対し、日本語、日本事情、日本文化等の大学進学に必要な予備教育を授けることを目的とする。

2 前項に規定する目的を踏まえて、次の方針を定める。

- (1) 卒業認定・修了認定の方針（ディプロマ・ポリシー）
- (2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- (3) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

3 前項各号の方針に関する事項については、別に定める。

（自己点検・評価）

第 5 条 別科は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

2 点検及び評価の事項・体制に関する規則は、別に定める。

（課程・学生定員）

- 第6条 別科に大学進学1年コース（C1レベル）及び大学進学1年コース（B2レベル）の2課程を置く。
- 2 別科の収容定員は、40名とする。
- 3 課程の入学定員は、いずれも20名とする。

第2章 学年、学期及び休業日

（修業年限）

第7条 修業年限は、1年とする。

（学年）

第8条 別科の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第9条 学年を、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長は留学生別科教員会議（以下「教員会議」という。）の意見を聴いて、前項に定める期日を単年度に限り変更することができる。

（休業日）

第10条 定期休業日は、次のとおりとする。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律に定める休日

（3）本学創立記念日11月4日

（4）夏季休業、冬季休業、春季休業は、別に定める

- 2 学長は前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休日又は休業日に授業を行うことができる。

- 3 学長は必要がある場合は、第1項に定めた休業日のほか、臨時に休業日を定めることができる。

（学年の授業期間、授業時間及び単位時間）

第11条 学年の授業期間は、春学期14週及び秋学期14週の合計28週とする。

- 2 大学学則第17条第2項に基づき、学年の合計授業時間は760単位時間以上とする。

第3章 教育課程

（教育課程）

第12条 授業科目を分けて、必修科目及び選択科目とする。

- 2 教育課程及び授業科目の履修に関する規則は、別に定める。

第4章 試験及び単位の認定、成績評価

（試験及び成績評価）

第13条 授業科目修了の認定は、平素の成績及び筆記試験又は作文による。ただし、科目の性質等によりあらかじめ定めたものについては、他の方法によることができる。

- 2 各授業科目の試験等による成績評価は、100点～90点をS、89点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をC、59点以下をDの5段階とし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

- 3 合格した受講科目については、所定の単位を与える。

- 4 試験の実施方法に関する規則は、別に定める。

（成績評価基準の明示等）

第14条 別科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 別科は、学修の成果に係る評価及び課程修了の認定に当たり客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

第5章 課程修了及び学内推薦

(課程修了の認定要件)

第15条 別科の課程修了の認定要件は、次の各号のほか、合計31単位以上を修得していることとし、科目区分の内訳は、別に定める。

(1) G P Aは、課程修了要件単位の対象科目で1.0以上とする。

(2) 出席率は、すべての履修科目の平均で85%以上とする。

2 別科に1年以上在学し、前項に定める課程修了の認定要件を充足した者には、学長が教員会議の意見を聴き、卒業証書を授与する。

(本学への進学推薦要件)

第16条 本学の学部又は研究科への進学推薦要件については、別に定める。

第6章 入学、別科休学、退学・転学及び除籍

(入学の時期)

第17条 入学は、原則として毎年1回、時期を春学期の始めとする。

(入学資格)

第18条 別科に入学できる者の資格は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学学則第31条第1項第3号に該当する者

(2) 前号に準ずる者で、外国における12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者

(3) 第1号に準ずる者で、外国における高校に対応する学校の課程を修了し、日本国文部科学大臣が指定した準備教育課程（又は研修施設の課程）を修了した者

(4) 第1号に準ずる者で、日本国文部科学大臣が指定した高等学校に対応する外国の学校の課程を修了した者

(5) 国際バカロレア資格、アビトゥア資格、バカロレア資格又はG C E A資格を取得した者

(出願手続き)

第19条 入学志願者は、別科所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学選考)

第20条 入学志願者に対して選考を行う。選考の方法等は、別に定める。

(入学手続き)

第21条 入学試験合格者は、別科所定の書類に学費を添えて指定の期日までに入学の手続きをしなければならない。

2 正当な理由なく前項の手続きをしない者は、合格を取り消すことがある。

(入学許可)

第22条 入学試験合格者のうちから、前条の手続きを行った者について学長が教員会議の意見を聴き、入学を許可する。

(保証人)

第 23 条 保証人は、原則として父母のいずれかとする。ただし、双方を欠くときは、成年者で独立の生計を営む者をもって充てる。

2 保証人は、学生の在学中に生じた事項について責任を負うものとする。

3 保証人が変更になったときは、速やかに新たな保証人の氏名、住所等の連絡先を届け出なければならない。

(氏名・住所等の変更)

第 24 条 学生又は保証人の氏名・住所等連絡先が変更になったときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

(別科休学)

第 25 条 病気その他やむを得ない事由によって休学する場合は、その事由及び休学の期間を記載した別科所定の「別科休学届」に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、別科科长（以下「科长」という。）の許可を得て休学することができる。

(退学・転学)

第 26 条 病気その他やむを得ない理由で退学する場合又は他大学への転学を希望する場合は、保証人連署のうえ、その理由を記載した別科所定の「学籍異動届」を国際連携部インターナショナルセンターに提出し、学長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

第 27 条 次の各号の一に該当する者は、教員会議の意見を聴いて、学長が除籍する。

(1) 第 42 条に定める懲戒により退学とされた者

(2) 死亡の届け出があった者

第 7 章 学費

(学費及び納入時期)

第 28 条 別科の学費は、別表のとおりとする。

2 学費及び別表記載の亜細亜学園学生健康保険互助組合の入会金・組合費は、入学手続きに本学が指定した方法で、全額一括納入するものとする。

3 学費納入の領収書は、銀行振込みの際に発行される振込金受取書をもって替えるものとする。

(納入金の返還)

第 29 条 既納の学費は、返還しない。ただし、入学手続き完了後、学生の入学辞退又は退学等が生じた場合の学費等の納入金の返還取り扱いについては、次のとおりとする。

(1) 在留資格認定証明書、又は入国査証（ビザ）が交付されなかった場合、入学辞退届の受理をもって、入学検定料を除く納入金を返還する。

(2) 入学前に辞退した場合、入学辞退届の受理をもって、入学検定料と入学金を除く納入金を返還する。

(3) 入学後に入学を辞退した場合、一切返還しない。

第 8 章 職員、留学生別科教員会議及び留学生別科運営会議

(学長)

第 30 条 学長は、亜細亜大学学長に関する規程第 2 条に基づき、別科の校務をつかさどり、職員を統督する。

2 学長については、別に定める。

(職員)

第 31 条 別科に次の職員を置く。

- (1) 科長
- (2) 主任教員
- (3) 別科科目担当教員
- (4) 事務統括者
- (5) 生活指導担当者
- (6) 事務職員

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

(科長)

第 32 条 科長は、学長の命を受けて別科を統轄し、別科を代表する。

2 科長は、本学の専任教授の中から、教員会議の意見を聴き、学長が推薦し、理事長が任命する。

3 科長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(主任教員)

第 33 条 主任教員は、科長を補佐し、教育課程の編成及び他の教員の指導を行い、教育課程を統括する。

2 主任教員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 主任教員は、別科科目担当教員のうち専任教員の中から、教員会議の意見を聴いて、学長が任命する。

(事務統括者)

第 34 条 事務統括者は、国際連携部インターナショナルセンターのマネジメント職とし、別科事務業務の担当事務職員の任命並びに他の職員への指示及び指導を行い、別科事務業務を統括し、教育支援及び組織運営に従事する。

(生活指導担当者)

第 35 条 生活指導担当者は、学生の生活指導や進路指導の業務を統括し、学生の生活支援及び進路指導に従事する。

(留学生別科教員会議)

第 36 条 別科の教学に関する事項を協議するため、教員会議を置く。

2 教員会議に関する規則は、別に定める。

(留学生別科運営会議)

第 37 条 別科全般に関する重要事項を協議するため、留学生別科運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関する規則は、別に定める。

第 9 章 附属施設、厚生施設、保健施設

(附属施設)

第 38 条 学生は、本学の図書館を使用することができる。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

(厚生施設、保健施設)

第 39 条 学生は、本学の設ける保健室、カウンセリングセンターその他厚生・保健施設を使用することができる。

2 カウンセリングセンターに関する規則は、別に定める。

第 10 章 賞罰

(学長賞、理事長賞)

第 40 条 成績優秀な者に対する学長賞及び理事長賞については、別に定める。

(表彰、顕彰)

第 41 条 表彰及び顕彰については、別に定める。

(懲戒)

第 42 条 懲戒については、懲戒の対象となる行為を行った学生に対し、学長又は学長の委任を受けた科長が教員会議の意見を聴いてこれを懲戒する。

2 懲戒の区分については、退学、受験停止、単位無効及び譴責とする。

3 次の各号の一に該当する者に対しては、退学とすることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なく出席常でない者

(4) 学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 学生の懲戒に関する規則は、別に定める。

第 11 章 委託生

(委託生)

第 43 条 公共団体その他の機関（外国の協定大学を含む）の委託に基づき、本学において学修を許された委託生に関する規則は、別に定める。

第 12 章 雑則

(健康診断)

第 44 条 健康診断は、学校保健安全法施行規則第 6 条に基づき、学年の始めに実施する。

附 則

1 本学則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条及び第 14 条は、令和 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 本学則の施行に伴い、亜細亜大学留学生別科規則は令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別表

1. 学費

入学金	130,000 円
授業料（年間）	460,000 円
学生研修費	50,000 円
合計	640,000 円

2. 亜細亜学園学生健康保険互助組合

入会金 500 円（入学時）、組合費 3,500 円（年額）

※亜細亜学園学生健康保険互助組合の費用は、学費と共に納入。

3. 入学検定料 20,000 円